

# 騒色公害と景観問題

## —実態と解決策—

三星宗雄

キーワード：騒色，公害，景観，環境，色彩，色

### 目次

はじめに

1. 日本における景観問題
  - 1.1 京都景観論争（1964年）
  - 1.2 国立景観論争（2001年）（東京）
  - 1.3 鞆の浦景観論争（2009年）（広島）
2. 日本における騒色公害の系譜
  - 2.1 騒色とは何か
  - 2.2 三大騒色事件
    - (1) 東京都バス事件（1981年）
    - (2) 世田谷マクドナルド事件（1985年）
    - (3) 高崎ビックカメラ事件（1986年）
  - 2.3 その後の展開
    - (1) 横浜ピンクマンション事件（1997年）
    - (2) まことちゃんハウス事件（2008年）（東京）
3. 公共の色彩を考える会
4. 自動販売機による騒色とその対策
  - 4.1 望ましくない例
  - 4.2 自動販売機の騒色対策
5. 騒色に対する解決策
6. 環境色彩計画の例
  - (1) 横須賀市
  - (2) 横浜市
  - (3) 那覇市

### はじめに

2009年10月1日、鞆の浦（広島県福山市）の埋め立て・架橋事業をめぐる、広島地裁は「文化的、歴史的景観は住民だけでなく国民の財産というべき公益で、事業で重大な損害の恐れがある」と免許差し止めを命じた（神奈川新聞，2009年10月2日）。景観論争の端緒とされる京都景観論争（1964年）から実に45年後のことであった。

本論文は2013年6月4日(月)に中国湖南省・湖南城市学院(大学)で行われた著者による講演の内容を基にして、書き直したものである。あらためて講演内容を振り返りながら、わが国における景観問題、とりわけその中の騒色問題について概観し、その実態および解決策について考えてみることにしたい。

## 1. 日本における景観問題

わが国における環境問題はかつてはいわゆる公害問題であった。その中でOECD(経済開発協力機構)は『日本における環境政策(Environmental Policy in Japan)』(1976年)という報告書の中で、「日本政府は数多くの公害防除の戦闘を勝ちとったが、環境の質を高めるための戦争ではまだ勝利を収めていない。……(中略)……環境に関する不満を……(中略)……本当の原因は、環境の質の悪化にある。環境の質(environmental quality),あるいはよくアメニティ(amenity)と呼ばれるものは、静けさ、美しさ、プライバシー、社会的関係、その他「生活の質(quality of life)」の測定することのできない諸要素に関係している」と指摘した。

前段の「日本政府は公害防除の戦闘を勝ちとったが、」に対しては多くの批判を受けたが、それ以後の日本の環境政策は「量」から「質」、あるいは「ハード」から「ソフト」へ転換したと言われている(木原, 1989)。本論文のテーマである景観問題はそういう意味では質的な、あるいはソフトな環境問題である。またさらに騒色問題は景観問題の中の1つと言える。

### 1.1 京都景観論争(1964年)

いわゆる京都タワー事件である。当時市内で最も高かった東寺の五重塔(54.8m)より高いものは建てないことが不文律となっていた京都市で歴史的景観との調和が争点となった。結局高さなどの法規制が厳しい建築物ではなく「工作物」として建設された(図1, 高さ131m)。この事件は日本の景観論争の端緒となった。

その後の景観問題に対して京都地裁は一貫して住民の景観権を認めず、京都仏教会などの申請を却下している(1992年)。



図1 京都タワー

<http://blog.livedoor.jp/tawaken/archives/50965885.html>

## 1. 2 国立景観論争 (2001 年) (東京)

これは時代はずっと下るが、マンション建設をめぐる東京・国立市で起きた (図2)。この事件に関しては市の規制条例がマンション建設の着手後に制定されたこともあり、マンション建設会社と市との間にいくつかの裁判が起こされた (三星, 2006)。

その判決の中のいくつかを拾ってみると、東京地裁 (藤山雅行裁判長) では「景観保持の必要性を過大視している」、「良好な景観がどのようなものかは国民に共通の理解があるとは言い難い」としている (2002 年 2 月 14 日)。

また東京地裁 (宮岡章裁判長) は「抽象的な景観権は直ちに認められないが、景観利益はある」として景観利益を認めた (2002 年 12 月 18 日)。控訴審で、東京高裁 (大藤敏裁判長 高野芳久裁判長が代読) は「景観が良好かどうかは人によって違う主観的なものであり、裁判所が判断することは適当ではない」とし、住民の景観利益は認めていない (2004 年 10 月 27 日)。



図2 左後方の白い建物が問題のマンション (建設中) 高さ 44 m, 14 階建てとして建設された (筆者撮影)。

最高裁判決 (甲斐中辰夫裁判長) (2006 年 3 月 30 日) では、「景観利益は、法律上保護に値する利益に当たる」として景観利益を認めている。しかし「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められる。国立の大学通り周辺の住民には景観利益を有するものと認められるが、14 階建てのマンションの建築について、違法建築物でなく、高さの点を除けば本件建物の外観に周囲の景観の調和を乱すような点があるとは認め難いから、周辺住民の景観利益を違法に侵害する行為に当たらない」として住民の景観権侵害は認めなかった。

## 1. 3 鞆の浦景観論争 (2009 年) (広島)

埋め立て・架橋事業にかかわる事件である。図3にあるように、鞆の浦 (鞆港) は万葉集にも歌われた景勝地であり、また宮崎駿監督のアニメ映画「崖の上のポニョ」の舞台となった場所とも言われる。

広島地裁 (能勢顕男裁判長) は「(鞆の浦は) 歴史的、文化的価値を有する国民の財産」であり、(埋め立てが行われれば) 住民が日常的に恩を受けている景観利益について、重大な損害が生じる恐れがある」として工事の差し止めを命じた (2009 年 10 月 1 日)。

この判決に際して、宮崎駿監督は「裁判官の勇気に敬意を表します。……公共工事で劇的に変わると



図3 鞆の浦（鞆港）全景 左側の海岸を埋め立てて道路を通し，途中から架橋して右側の道路につなげるバイパスとする予定であった。（GNU フリー文書利用許諾書（GNU Free Documentation License）1.2）

いう幻想や錯覚を振りまくのはもうやめた方がいい。……日本全体が落ち着いた住みやすい場所になるように考えなければならない」とコメントしている（神奈川新聞，2009年10月2日）。

## 2. 日本における騒色公害の系譜

### 2.1 騒色とは何か

騒色（noisy color）はもちろん騒音に対する造語である。その定義は「周辺環境との調和を著しく乱すと共に，人々に不安や不快感を与える望ましくない色づかい」とされる（「公共の色彩を考える会」HPより）。「騒色公害」として世田谷マクドナルド事件（1985年）以来社会に浸透した。しかし1968年にはすでに使用されていた。また字は異なるが「燥色」（1959年）という言葉もあった。

「騒色公害」という意識をわが国で高めた契機は案外はっきりしていて，三星（2006）はそれを「三大騒色事件」と呼んだ（詳細は三星，2006参照）。

### 2.2 三大騒色事件

#### (1) 東京都バス事件（1981年）

1981（昭和56）年3月，それまで白（アイボリー）地に青（スカイブルー）の帯であった都バスの色が，突然黄色地に赤の帯に変わった（228/2090台）（図4）。中には「暖かそう」や「分かりやすい」といった肯定的な声もあったが，多くは「暑苦しい」，「目立ち過ぎる」，「イライラする」という声が多かった。当時著者は東京の大学の大学院生であったので，この時のことはよく記憶している。

直ちに色彩専門家，大学教授，芸術家（岡本太郎氏や横尾忠則氏も参加）から成る「公共の色彩を考える会」が発足し（1981年5月），当時の鈴木俊一都知事に車体の色の改善を申し入れた（同8月）。そしてその年の秋には現在の白地に黄緑色のデザインに変更された（図5）。





図4 黄色地に赤の帯の都バス  
<http://www.sgcpp.jp/hp/history/noise.htm>



写真2.1.1 (a) 現在の都バス (畑田明信氏提供)

## (2) 世田谷マクドナルド事件 (1985年)

1985 (昭和 60) 年, 世田谷区太子堂 2 丁目の 12 階建てマンション屋上に, 高さ 12.5m, 横 15m, 幅 5m の日本マクドナルドの巨大ネオン広告塔の建設計画が明らかになった。これは 4 面のネオンサインで, 赤, 白, 黄が点滅しながら 36 通りのパターンを描くというものであった。

これを知った住民が「点滅する赤色ネオンは心身に害を及ぼす」として反対運動を起こした。この事件はマスコミで「騒色公害」として大々的に報じられた。1986 (昭和 61) 年 3 月 8 日, 住民側と会社側が合意し, 赤色ネオンは使用せず, 2 面だけの黄と白の点滅方式に変えられた。1995 (平成 7) 年 9 月 24 日, 耐用年数の期限切れのため取り壊され, 現在は無い。

この事件を契機としてマクドナルド店ではその看板の色に大きな配慮を払うことになった。以下世界で見たマクドナルド店の看板を紹介する。図 6 は赤, 白, 黄の 3 色から成る通常のマクドナルド店の看板である (横浜 山下店, 2000 年)。その同じ店の看板が現在では図 7 のように変わっている。赤の代わりに茶色が用いられているが, 赤らしき色が部分的に見られる。



図6 通常のマクドナルド看板（横浜 山下）  
（2000年）



図7 同店（2009年）



図8 マクドナルド店（新横浜）（2006年）

図8は新横浜にあるマクドナルド店である。看板そのものの赤色の面積は小さくなっているが、門柱とも言うべき部分に巨大な赤色を用いられているのが残念である。やはり赤、白、黄という企業色は簡単には放棄されないようである。

図9は「m」の黄はそのままにして、字と背景の色を逆転させた例である。ここでもやはり3色は堅持されている。



図9 白が目立つマクドナルド（京都）

<http://www.biwa.ne.jp/~yatchan/photograph.htm>

図10（上下）と図11はJR鎌倉駅前のマクドナルド店である。図10上は2003年ごろの通常の看板、同下は2005年ごろの看板である。銀色の地の看板は珍しい。また赤色は消滅している。図11は2011年の看板である。落ち着くべき色に落ち着いた感じがするが、面白いことに赤色が復活している。





写真2.1.4 以前のマクドナルドの看板（2003年ごろ鎌倉駅前）



写真2.1.5 景観に配慮した色彩変更された同じマクドナルドの看板（2005年12月、鎌倉駅前）

図10 上：2003年ごろ，下：2005年12月（JR鎌倉駅前）



図11 2011年 現在に至る。

図12は赤色が完全に消滅した例である（横浜 みなとみらい）。





図12 横浜みなとみらいにて

さて図13は北京におけるマクドナルド店である。看板の大きな地の色は茶色であり、色に対する配慮がなされている。しかし周囲の色が激しく、マクドナルドの赤を除去しなかったとしてもあまり目立たないかも知れない。

中国の名誉のために記しておくが、今回の講演会場に行く途中で立ち寄った大学近辺で見たマクドナルド店の看板の色は、横浜山下店の現在の看板とほぼ同じであった(図14)。



図13 マクドナルド(北京)(2010年)

韓国ソウル(図15)、米国ミシガン州(図16)およびパリ・シャンゼリゼ(図17)のマクドナルド店では赤色が極端に目立たない。しかしその気配はある。



図 14 中国湖南省・中南大学付近にて  
(2013年6月撮影)



図 15 マクドナルド (韓国 ソウル)



図 16 マクドナルド (米国 ミシガン州)



図17 パリ・シャンゼリーゼ通り  
(畑田明信氏提供)

### (3) 高崎ビックカメラ事件 (1986年)

1986(昭和61)年, ビックカメラ高崎東口店が開店した。一部3階建て約1,000㎡の外壁が油性蛍光塗料のオレンジ色であった(図18左)。太陽の光がそのオレンジ色に反射して, カーテンを貫いて道路を挟んで向かい側に立つ銀行に射し込んだ。行員は, その色について「まるで化物のようだ」と証言した。

市の健康問題にかかわる団体からの申し入れによって, 高崎市はわが国初の行政による改善勧告を行った。ビックカメラは改善勧告を受け入れ, 外壁をベージュ色に塗り替えた(1987年6月)(図18右)。現在は外壁すべてがベージュ色に変わっている。



図18 (塗り替え前)



同(塗り替え後 現在は外壁にオレンジ色はない)

<http://www.sgcpp.jp/hp/history/noise.htm>

## 2.3 その後の展開

### (1) 横浜ピンクマンション事件 (1997年)

1997(平成9)年, 横浜市青葉区に, 外壁がピンク色の, 4階建て, 全30戸のマンションが建設された。1階はすべてテナント, ピンク色は上層になるほど濃くなっていく。この場合にも, 道路を挟んで向かい側に立つマンションの室内にピンク色の光が射し込み, 食事の時など食欲が湧かないという証言であった。

このマンションの設計主は, この街はグレーの暗い建物ばかりなので, 明るさ, 暖かさを与えようと



考えた末の色である，と主張している。

この事件をやや微妙にしているのは，全体としては住宅街であるが，写真 19 にあるようにマンションの前面は車の通りがかなり賑やかな道路に面していることである。

実際何度か一緒に見学した大学のゼミナールの学生の半数は「いい」と証言した。また今回の中国における講演に参加した学生から，「きれいだ」という声が上がった。このマンションは現在もそのままである。



図 19 横浜ピンクマンション

## (2) まことちゃんハウス事件 (2008 年) (東京)

東京武蔵野市の閑静な住宅街に図 20 のような赤白ストライプの外壁の住宅が建った。漫画家椋図かずお氏の自宅である。椋図氏によると，赤は元気で生きている印，白は無垢で何もないという余白，縞模様はまとめて見せてエネルギーを感じさせてくれるという。

住民側から訴訟が起こされたが，2009 年 3 月の東京地裁の判決では，「目立つ色彩ではあるが，周囲の調和を乱すほどではない」として原告住民の訴えを退けた。ただし原告住民は 2 人であった。

外壁全体が縞パターンの建物は今回が初めてであるが，縞パターンは確かに充実面に比べて目立ちやすい (ミッシェル，2004)。また闘争本能を掻き立てるという報告もある。住宅街では特別な事情がない限り建物の外壁に縞パターンを用いるのは避けるべきではなかろうか。



図 20 まことちゃんハウス (椋図かずお邸) (東京)

<http://matome.naver.jp/odai/2126880526996038101/2126881719597454803>



### 3. 公共の色彩を考える会

下は1981年の東京都バス事件の際に設置された「公共の色彩を考える会」の活動内容である（一部著者によって改変）。

\*\*\*\*\*

#### 1. 東京都への具申

都バスの塗色問題で、黄赤の新塗色の改善

#### 2. 研究協議

快適な環境を創る上での視覚的な要因として、有効要因と阻害要因を明らかにする。

(1) 有効要因の適正な活用を称揚し、その助長普及をうながす。

〈例〉

- ・水辺、河川などの水流、緑地、オープンスペース、植栽等緑樹を生かす。
- ・坂、丘、眺望等地形を生かす。
- ・建築、シンボル、ストリートファニチャー等の優れた造形を生かす。
- ・歴史的建造物、文化財等歴史的遺産を尊重する。
- ・美しい街並みを整える。
- ・特色をもったディストリクト（地区）を創る。
- ・色彩、形体の優れた車輛、道路施設、広告
- ・分かりやすい誘導サインシステム
- ・弱者（高齢者、色覚障害者\*）への配慮を持つ諸施設 \* 著者追記

(2) 阻害要因を洗いだし、それらの抑制、改善あるいは撤去を促す。

〈例〉

- ・捨て看板などの違反広告物の撤去
- ・景観を阻害する野立看板
- ・標識類に寄生して掲出した広告物
- ・粗悪な置看板、自動販売機等の抑制
- ・色彩、形体の粗悪な屋外広告物、街頭装飾物の抑制
- ・建物から突出した広告物の形体、色彩、掲出方法の改善
- ・架空電線の整理と地下埋設

\*\*\*\*\*

#### 4. 自動販売機による騒色とその対策

上の活動内容から、看板や広告物への取り組みが多いことが分かるが、それ以外に自動販売機の色・デザインへの取り組みも見られる。よく知られているように、わが国は世界における自販機の王国で、現在全国に500万台以上あると言われる。これだけ多数あると自販機は景観に影響を及ぼす要因の1つとして無視することはできない。

以下自動販売機の騒色対策である。

#### 4. 1 望ましくない例

図21にあるように、単独でポツンと立っている場合（左）や赤色が目立ち過ぎるような場合（右）は望ましくない。ポツンと立っている例は、「野立看板」と同じく、周囲とデザイン的にマッチしない。逆に並べるという手法は「連続性（continuity）」や「繰り返し（repetition）」につながり、「美」の構成要素を形成すると考えられるが、そのテーマについての考察は別な機会に譲りたい。



図21左 単独で立っている  
（東京 小金井）



同右 赤が目立ち過ぎる  
（場所不明）

#### 4. 2 自動販売機の騒色対策

##### (1) カバーし、露出面を抑制する

カバーなどを施し、露出面を正面だけに限定する（図22、23）。



図22 埼玉 川越



図23 鹿児島 知覧

##### (2) 赤を抑制する

騒色に対する一般的な解決策の1つである（図24）。



図 24 福島 会津若松

(3) 並べる (設置場所を限定する)



図 25 岡山 倉敷

(4) 赤の抑制 + 並べる

赤色を抑制し、同時に並べる (図 26, 27)。



図 26 韓国 ソウル



図 27 神奈川 鎌倉



(5) 赤の抑制+並べる+カバーをする

これはかなり徹底した対策である（図28）。ただしこの自販機は通りではなく、寺の境内に設置されたものであるので、特殊な例ではある。



図28 神奈川 鎌倉

(6) 周囲に色・デザインを調和させる

図29は周囲と色・デザインを合わせることを目的とした例であろう。この例ではその目的が十分に果たされているとは言えないが、著者には全体的な騒色に対する解決策を含めて、この手法がもっとも望ましい方法であると思われる。



図29 左 岡山 倉敷



同右 横浜 山下

## 5. 騒色に対する解決策

以下全体的な騒色に対する解決策をまとめる。最近このような色に配慮した例が目立つようになった。その背景には景観法の施行（2004年）があることは疑問の余地がない。景観法には罰則規定があるが、その適用は多くない（2005年わずかに2件であった）。やはり「良い景観」の判断基準が明確でないのがその理由であろう。

今回訪問した別な大学の教授が、同行した通訳の話によると、食事時に同僚と（中国語で）、景観利益の定義がない、というような話をしていたという。それは著者の講演とは無関係に話されていたので、中国でも景観は特別な話題になっているのかも知れない。



(1) 赤と黄の使用を避ける。

〈例〉

- ・東京都バス
- ・マクドナルド
- ・銀行（図 30）



図 30 左 2005 年以前（鎌倉）



同右 2005 年以降

(2) 彩度を落とす（原色の使用を避ける）。

〈例〉

- ・ビックカメラ
- ・マクドナルド（茶色看板）
- ・コンビニエンスストア（図 31）



図 31 左 横浜



同右 群馬 草津

(3) 面積を小さくする（過度の露出を避ける）。

〈例〉

- ・コンビニエンスストア（京都 三星，2006）
- ・壁，板等でカバーされた自販機（例 川越，知覧）

(4) 高さを制限する。

高さを制限し、目立つ色が街全体に広がらないようにする。わが国（例 沖縄）や欧米でも低層階の色は個人の嗜好に委ね、高層階（3階以上）については統一的な色でまとめるという手法を用いている所は多い。

〈例〉

・コンビニエンスストア（図32）



図32 左 鎌倉



同右 栃木 那須

(5) 限定された場所で用いる。

〈例〉

・ゾーニング（機能または用途によって空間を分ける）  
cf. ショッピングモール

(6) 色の調和に配慮する。

色の色相とトーンを用いたコーディネーションが多い。配色の仕方の詳細については三星（2006）を参照のこと。

環境色彩で一般的に用いられる配色の主な手法は以下の2つである。

- a. トーン・オン・トーン（tone-on-tone）配色
  - ・同系色濃淡と呼ばれる配色法
  - ・色相は同一で、トーンで変化をつける方法
- b. トーン・イン・トーン（tone-in-tone）配色
  - ・トーンが同一で、色相で変化をつける配色法

## 6. 環境色彩計画の例

### (1) 横須賀市

図33, 34, 35は横須賀市が発行している『秩序ある色彩景観をめざして／建築物等色彩協議要綱』である。

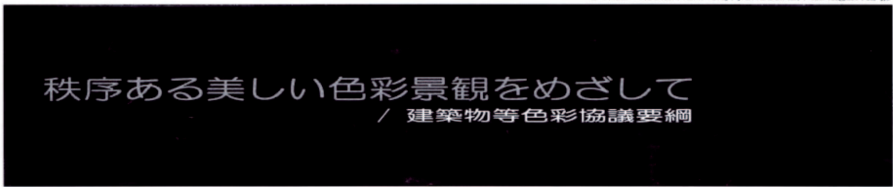
色の伝達はマンセル系で行うこと、色彩調和方法としてはトーン・オン・トーンおよびトーン・イン・トーン配色以外に類似色による方法を加えていること、周囲の色と合わない「騒色」を取り除くこと等が記載してある。

図 36 は建築物の基調色（外壁）のカラーガイドライン（望ましい色のリスト）である。上から海辺の地域，市街地および緑の多い地区ごとにやや推奨される色が異なるが，すべて色の彩度は1以下に抑えられている。

最下段の色群は避けるべき色であり，主に彩度6以上の色である。



e-mail: keikan-city.yokosuka.kanazawa.jp



目次

A.		色彩をつたえる方法
	-1	マンセル表色系のしくみ
	-2	マンセル記号の表し方
	-3	トーン
B.		色彩の調和の方法
	-1	周辺の色彩の特徴をつかむ
	-2	調和する色彩を組み合わせる
	-3	騒色を取り除く
C.		色彩協議
	-1	協議の対象となる地域
	-2	色彩協議の流れ
D.		色彩景観形成地区
	-1	形成地区の規模
	-2	形成地区の色彩指針
	-3	形成地区の協議

建築物等のカラーガイド / 色彩指針について

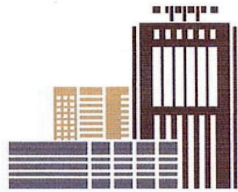
問い合わせ先 都市部 景観推進課 (Townscape Promotion Div.) TEL: 0468-22-8127 FAX: 0468-26-0420

印刷: 2001. 2.

図 33 『秩序ある美しい色彩景観をめざして / 建築物等色彩協議要綱』（横須賀市）

景観は海、山といった自然の要素と建築物・工作物といった人工の要素とで成り立っています。また、景観を構成しているこれらの要素には、様々な色彩が存在しています。様々な色彩は雑然としていれば景観を損ね、良い景観を形成することはできません。建築物・工作物の人工的に作られる色彩は、総合的な視点でとらえ、色合いを整えていくことで、周辺環境と調和させることができます。本市では、建築物や工作物がそれぞれ、お互いの色彩を調整し秩序ある色彩景観を形成するための仕組みが必要であると考え、「建築物等色彩協議要綱」を制定しました。建築物・工作物の外観の色彩について景観に配慮し、秩序ある美しい色彩景観を創出するよう、建築物・工作物の新築、改築や塗り替え等を行うとする市民のみなさんや事業者の方と協議を実施してまいります。みなさんと協力して、秩序ある色彩景観を形成していきましょう。

YOKOSUKA CITY

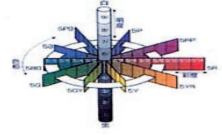


## A.色彩をつたえる方法

色彩は赤、青など「色名」で表現されますが、正確に色彩を伝えているとはいえません。建築主や設計者、施工者など多くの人が色彩をより正確に共有できるように「マンセル表色系」を使って、色彩を表します。「マンセル表色系」は日本工業規格（JIS）にも採用されています。

### -1 マンセル表色系のしくみ

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、全ての色彩を表すことができます。

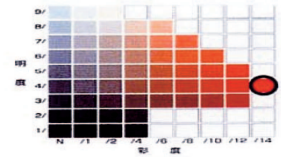


図：マンセル表色系のしくみ

### -2 マンセル記号の表し方

色相、明度、彩度の順に3つの属性の尺度を並べたものがマンセル記号で、次のように表します。

5R      4 / 14  
色相   明度   彩度



図：JIS標準色票 5R

#### ■色相とは

色味の違いを表しています。色相は赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10色相の頭文字と、その変化を表す0～10までの数字を組み合わせる用います。また、色味をもたない無彩色はN（ニュートラル）で表します。

#### ■明度とは

色彩の明るさの度合いを表します。理想の黒（完全な黒）を明度0とし、理想の白（完全な白）を明度10としています。

#### ■彩度とは

鮮やかさの度合いを表します。無彩色を0とし、鮮やかさが増すにつれて度数が増しますが、色相によって彩度の上限は異なります。

### -3 トーン

色彩の3属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。明るさや鮮やかさが以ている色彩は、色相が異なっても強弱や軽重、濃淡などの印象がほぼ共通してきます。

図34 同（続き）



B.色彩の調和の方法

建物や柵などの色彩を選択するときには、周辺環境との調和に配慮することが大切です。色彩計画を立てるときは次の事項を参考にしてください。

-1 周辺の色彩の特徴をつかむ

周辺環境の色彩を調べて、使われている色彩の特徴を把握することが大切です。特徴をつかんで、周辺と違和感のない色彩とするにはどのような色彩が良いか考えてみましょう。たとえば、一般的な建築物や工作物の基調色は彩度の低い色彩が基本となります。

-2 調和する色彩を組み合わせる

調和する色彩の組み合わせには次のようなものがあります。

■類似色調和

よく似た色彩を使った配色



建物の色を色相・明度・彩度が類似する色彩（類似色）でまとめる

■色相調和

色相をそろえてトーンに変化をつけた配色



建物の色を同一または類似する色相でそろえて明度や彩度に変化を持たせる

■トーン調和

トーンをそろえて色相に変化をつけた配色



建物の色を同一または類似するトーンでそろえて色相に変化を持たせる

-3 騒色を取り除く

高彩度の色彩は周辺環境と調和せず、騒色となることがあります。自然環境に恵まれた場所や住宅地では特に使用を控えましょう。



C.色彩協議

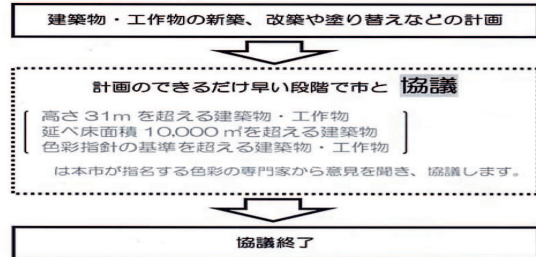
建築物や工作物の外観の色彩が、周辺地区で使われている色彩と違和感をもったり、周辺環境から突出したりすることを避けて、周辺と調和した色彩となるように、建築物・工作物の新築、改築や塗り替え等を行うとする市民のみなさんと事業者の方と市とで事前に協議を実施してまいります。

-1 協議の対象となる地域

横須賀市全域です。

(一部適用が除外される地域もあります。)

-2 協議の流れ



D. 色彩景観形成地区

色彩景観の形成を重点的に推進するために、色彩景観形成地区（以下「形成地区」という。）を指定していきます。形成地区を指定するときには、地区の市民のみなさんと市とで協働して地区の範囲や当該地区にふさわしい色彩指針を定めていきます。

-1 形成地区の規模

■主要な道路に概ね200m以上接している地区

■面積が概ね0.3ha以上の地区

(ただし、建築物が著しく少ない地区は除きます。)

-2 形成地区の色彩指針

地区の現状や周辺の環境を考慮した色彩調和を目指す色彩指針を策定します。

-3 形成地区の協議

建築物・工作物の新築、改築や塗り替えの際には、地区の指針にもとづいて市と協議をしていただきます。

図35 同(続き)

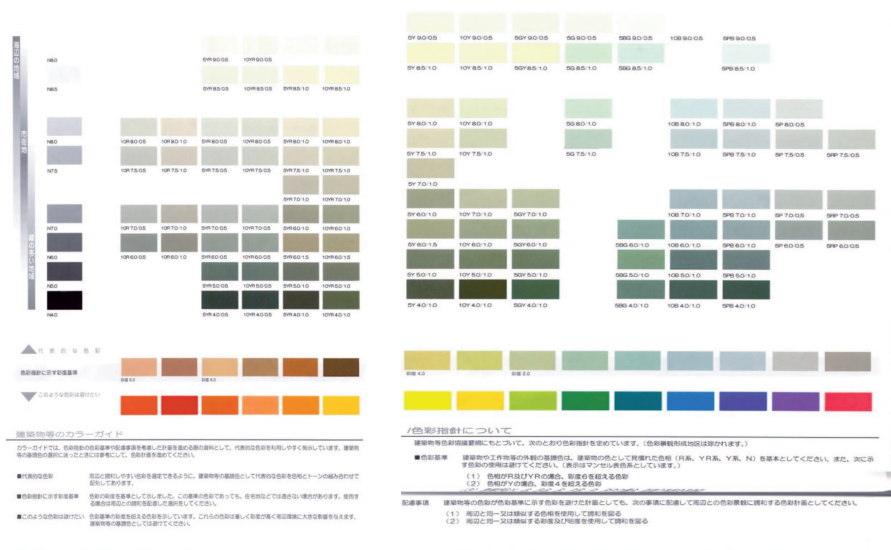


図36 カラーガイドライン

(2) 横浜市

図 37 はヨコハマポートサイド地区のカラーガイドラインである。

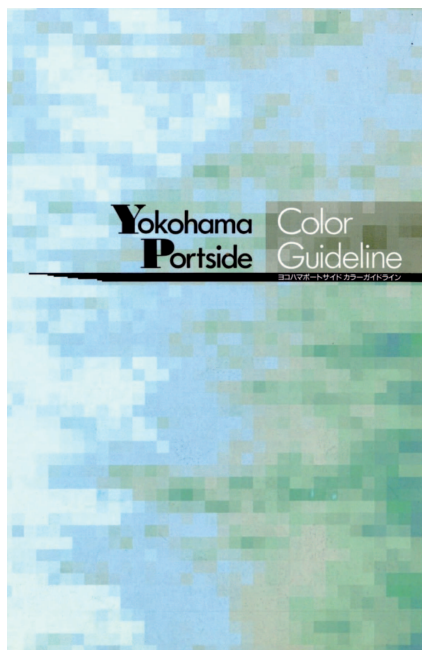


図 37 ヨコハマポートサイド地区  
カラーガイドライン



図 38 ヨコハマポートサイド地区



ヨコハマポートサイド地区は国道15号を東神奈川方面から行くと、みなとみらい地区に入る直前および左折したところに位置する地区である。左側にグレースランドと呼ばれるテラコッタ色（黄赤色）の結婚式場があるので良く分かる。しかしこの地区は横浜市民にもあまり知られていないように思われる。

図39はそのカラーガイドラインである。基本的に海と高層建築物とが溶け合うブルーグリーンと歴史的な建築物と大地を象徴するテラコッタ（黄赤色）の2色によって調和を図る。



図39 カラーガイドライン（ヨコハマポートサイド地区）

### (3) 那覇市

沖縄は周囲を海に取り巻かれ、また面積もあまり大きくないので、環境色彩計画は比較的取り組みやすいと言える。しかしそれとは別に明らかに沖縄の人々は自分たちの環境の色彩に強い関心を抱いており、実際にその取組みのレベルも高い。概して環境色彩に対する意識の高さは西高東低または南高北低の様相がある（三星，2006；2008；2009；2011a；2011b）。

図40は那覇市のタウンカラースタンダードである。図41で、住宅の場合、屋根の色、外壁（基調色）、下層部（補助色）および附属物（アクセントカラー）の4つに分けて色の調和を図ることが記されている。色の調和（トーン・オン・トーンやトーン・イン・トーンなど）は基調色と補助色との間で行う。また調和の方法はここでも色相とトーンを用いる（図42）。

このガイドで推奨されている配色の方法を以下に示そう。

- (1) まとまり感をつくる。
  - ・ トーン・オン・トーンやトーン・イン・トーンなど
- (2) 変化をつくる。



- ・リズムをつくる，彩度差・明度差をつける。
- (3) 沖縄の環境に合う色を主体にする。
- ・明清色（濁りの少ない明るい色）
  - ・温かみのある色やイエローベースの色
- (4) なじまない色は避ける。
- ・蛍光色，紫色，緑色など。どうしても使用する必要がある場合には小面積で使う。
- (5) 誘目色は適切に使用する。
- ・目立たせるべきところと控えめにすべきところを区別する。
- (6) 素材・形態に応じて色を使う。
- ・素材や形態とかかわりなくただ色を塗り分けると，不自然になりがちになる。

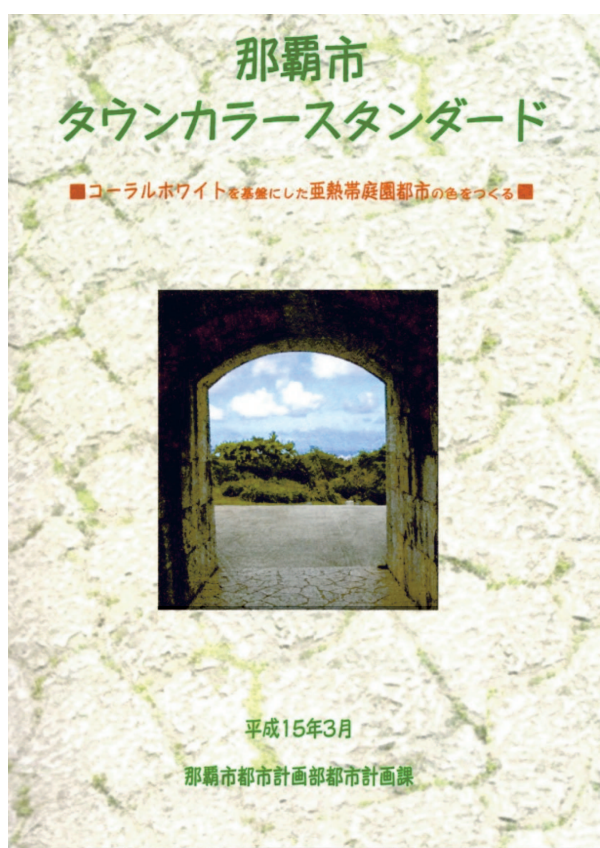


図 40 タウンカラースタンダード（那覇市）



図 41 屋根の色，外壁（基調色），下層部（補助色），附属物（アクセントカラー）に分けて色の調和を図る。

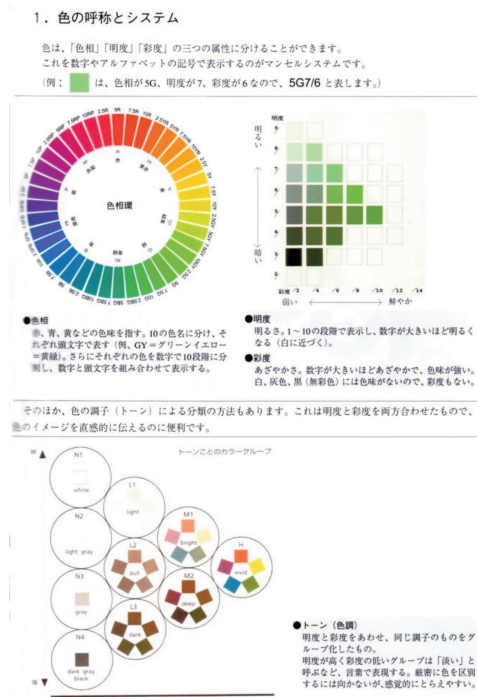


図 42 色相とトーンで調和を図る。

謝辞 今回このような名誉ある講演をする機会を与えて下さった中国湖南省・湖南城市学院（大学）の李建华学長および講演および当地における著者らの滞在のあらゆる便宜を図って下さった当大学国際交流部の周桂平部長およびそのスタッフの方々に心からの感謝を申し上げます。また多忙中にも関わらず講演に出席して下さい、著者の紹介および的確なコメントを下された湯放華副学長および龍湘平美術・デザイン設計学部長に厚く御礼を申し上げます。

最後に今回の講演の契機をつくり、講演ですばらしい通訳をしてくれた神奈川大学大学院人間科学研究科応用実験心理分野博士前期課程2年の李妍氏に深い謝意を表す。彼女の尽力がなければこの講演がこれほどうまくいかなかったことは明らかである。ちなみに彼女は李建华学長のご令嬢である。国際交流のすばらしい一面を見た思いである。

引用文献および参考文献

<http://www.sgcpp.jp/hp/history/noise.htm>

神奈川新聞 2009年10月2日

木原啓吉（1989）環境の思想・アメニティについての一考察，AMR（アメニティ・ミーティング・ルーム）編『アメニティを考える』，p.8-14，未来社。

小池岩太郎・細野尚志監修／公共の色彩を考える会編（1989）『公共の色彩を考える』，青娥書房。

那覇市都市計画部都市計画課（2003）『那覇市 タウンカラースタンダード』。

ミッシェル・パストゥロー（2004）松村剛・松村恵理訳『縞模様の歴史 悪魔の布』，白水Uブックス，白水社。

三星宗雄（2006）『環境色彩学の基礎』，マックローリン出版。

- 三星宗雄（2008）沖縄の色，神奈川大学人文学研究所報 41，123-132.
- 三星宗雄（2009）公衆トイレのアンソロポロジー，神奈川大学人文学研究所報 42，13-31.
- 三星宗雄（2011a）日本における騒色公害の系譜とその解決，神奈川大学人文学研究所報 46，35-51.
- 三星宗雄（2011b）風景の中の自販機，神奈川大学人文研究 174，95-113.
- 横浜市都市計画局ポートサイド地区整備担当（1992）『Yokohama Portside Color Guideline ヨコハマポートサイドカラーガイドライン』.
- 横浜市都市計画局（2002）『ヨコハマポートサイド アート&デザインの街』.
- 横須賀市都市部景観推進課（1999）『秩序ある美しい色彩景観をめざして／建築物等色彩協議要綱』.



## Public color pollutions and Issues of landscape: reality and solutions

MITSUBOSHI Muneo

Key words: noisy color, public pollution, landscape, environment, color

### Abstract

The history of the issue of landscape in Japan was briefly reviewed from Kyoto Tower (1964) to Tomo-no-ura (2009), followed by several public color pollutions including vending machines.

The following are their solutions:

- a. avoidance of vivid red and yellow colors
- b. reduction of saturation of color
- c. reduction in area
- d. reduction in height
- e. by zoning
- f. by color coordination

Finally three instances of actual environmental color planning were exemplified in Yokosuka City, Yokohama City and Naha City.